

令和6年度 固定資産税・都市計画税 納税通知書の発送と納期限

納税通知書と課税明細書を、5月中旬に発送します。家屋の新築、増築、取り壊し、用途変更、土地の利用状況(地目・用途など)の変更や、転居、その他異動がありましたら、電話か同封のはがきでお知らせください。

■納期限

第1期	5月31日(金)
第2期	7月31日(水)
第3期	9月30日(月)
第4期	12月25日(水)

資産税課 (☎0848-38-9162・☎0848-38-9164)
因島瀬戸田資産税係 (☎0845-26-6228)

年金受給者が所在不明のときは届け出が必要です

年金を受けている人の所在が1カ月以上明らかでないとき、その世帯の世帯員の人は、速やかに届け出る必要があります。

届け出後、受給権者本人に現況申告書を送付され、その返信がない場合には年金の支払いが一時停止します。(その後、所在が明らかになった場合、再開の手続きが必要になりますので、ご連絡ください。)

三原年金事務所 (☎0848-63-4111)

市役所駐車場が一部使用できなくなります

尾道みなと祭の開催に伴い、市役所庁舎平面駐車場の一部を会場として使用するため、下記期間中は駐車可能台数が少なくなります。

4月18日(木) 12:00~22日(月) 12:00

駐車可能台数 110台(通常142台)
※庁舎北駐車場と庁舎地下駐車場は、通常どおり利用可能。



引っ越ししたら、住所変更の届出を忘れずに!

入学・就職等による引っ越しで住所が変わったら、14日以内に住所変更の届出をしてください。

マンションや寮へお住まいの人は、部屋番号まで登録してください。住所登録が正確でないと、住民票上の住所を基に郵送する市役所からの大切なお知らせが、手元に届かない場合があります。

また、マイナンバーカードにも最新の住所を記載しますので、転居や転入の届出の際には持参してください(数字4桁の暗証番号が必要)。

※同一世帯以外の人は、当日の処理はできません。

こんなとき	必要なもの(代理人の場合は委任状が必要)
他の市町村から転入したとき(転入届)	転出証明書(前に住んでいた市町村で発行)、本人確認書類、マイナンバーカード
他の市町村へ転出するとき(転出届)	本人確認書類、マイナンバーカード(転居のみ)、国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証
市内で住所が変わったとき(転居届)	本人確認書類、国民健康保険証、後期高齢者医療保険証
世帯主や世帯の構成が変わったとき(世帯主変更届、世帯分離届等)	本人確認書類、国民健康保険証、後期高齢者医療保険証

マイナンバーカードを所有している人は、マイナポータルからオンラインでも転出の届出が可能です。詳しくはデジタル庁HPをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出の届出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

市民課 (☎0848-38-9102)



▲デジタル庁HP

日曜にも受け取れますマイナンバーカード

マイナンバーカード(個人番号カード)の交付案内が届いた人

4月28日(日)、5月12日(日) 8:30~12:00

次は5月26日(日)です。

本庁市民課のみ

※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の4日前までに交付場所変更の連絡をしてください。

特・マイナンバーカード交付通知書兼照会書(交付案内に同封)

- ・本人確認書類(交付案内参照)
- ・通知カード(回収します)
- ・住民基本台帳カード(回収します・お持ちの人のみ)

市民課 (☎0848-38-9166)



上下水道局の「料金・検満メーター取替業務」を委託しています

料金業務 受託者 フジ地中情報(株)広島支店

電話・窓口業務、閉開栓異動業務、検針業務、調定・請求業務、収納・還付業務、滞納整理業務

上下水道局経営総務課 (☎0848-37-9300)

検満メーター取替業務 受託者 尾道管工事協同組合

有効期限満了になる水道メーターの取替

※業務従事者は、上下水道局発行の「名札」と「検満メーター取替業務受託者証」を携帯しています。

上下水道局水道工務課 (☎0848-37-9302)

清掃

~天ぶら油はネジ式キャップのペットボトルへ~

【尾道・御調・向島地区】尾道市クリーンセンター (☎0848-48-2900) 衛生施設センター【持込】・清掃事務所【収集】

【因島地区(原・洲江含む)】南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)

【瀬戸田地区】南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

4月の「休日」ごみ持込のお知らせ(対象は家庭ごみです。)

27日(土)	御調清掃センター	8:30~11:00
28日(日)	尾道市クリーンセンター	8:30~12:00
	南部清掃事務所 瀬戸田名荷埋立処分地	

必ず分別をして持ち込んでください。(資源物・粗大ごみを含む)
※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは休日の持込受付はありません。
※5月3日~6日はごみの持込受付はありません。

ゴールデンウィークのごみ収集

祝日	収集する地域
4月29日 昭和の日	月・木曜日が「もやせるごみ」の地域のみ
5月3日 憲法記念日	火・金曜日が「もやせるごみ」の地域のみ ※ただし、因島・瀬戸田地域はお休みします
5月6日 振替休日	月・木曜日が「もやせるごみ」の地域のみ

※「もやせるごみ」以外のごみはお休みです。

ゴールデンウィークのし尿収集

各許可業者等で計画的に収集を行います。来客等で収集が必要な人は、お早めにご依頼ください。

5月の資源回収日の変更(尾道地域)

次の地区は日程が変更となっています。ご注意ください。

地域名	変更内容
吉和地区	第1金曜日 ⇒ 5月 9日(木)

令和6年度シティクリーニングの予定(尾道地域)

5月12日(日)	土堂、三成、高須、久保、筒湯、木頃、西藤、木ノ庄西、浦崎
5月19日(日)	栗原、栗原北、新高山
6月 2日(日)	吉和、長江
6月 9日(日)	向東、山波、日比崎
6月16日(日)	原田、木ノ庄東、百島(各地区雨天中止の予備日)

※日程が異なる町内会もあります。
※御調・向島・因島・瀬戸田地域は従来の方法で実施予定です。

(一社)尾道市公衆衛生推進協議会 (☎0848-24-1177)

環境資源リサイクルセンター

(☎0848-48-2212)
10:00~16:30/月・木・祝日休館

4/21(日) 13:30~14:30	卓上糸ノコ使用講習会 ☎300円 ☑1人	令和6年度 リサイクルセンター利用申請受付中 ☑市内在住か通勤・通学する人
5月の出張販売		①市民工房利用登録 木工工房、自転車工房を利用する人は登録してください。令和5年度登録している人も継続の登録をしてください。 登録料:500円 ☑印鑑、身分証明書
5/ 8(水) 10:30~14:00	瀬戸田市民会館前駐車場	②売り場スペース利用申請 各売り場スペースを利用するには申請が必要です。継続の人も新たに申請が必要です。☑身分証明書
5/10(金) 10:00~14:00	道の駅クロスロードみつぎ	
5/11(土) 10:00~14:00	市民センターむかいしま	③エコポイント利用 令和5年度のエコポイントをお持ちの人は、令和6年度に引き継ぎます。カードを持参してください。令和6年度版に更新します。
5/14(火) 10:30~14:00	因島総合支所1階デッキ	
急な休館やイベント情報などを発信しています。 https://www.facebook.com/onomichi.recycle		

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
■日時・期間 申込方法 申込先 会場 対象 内容 定員 料金 持ち物 電子メール 締切